

2023年1月



葵総合経営センターだより

謹んで

新年のお慶びを
申し上げます

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「京都嵐山 宝厳院」

目次

2	センター代表	杉浦 康晴	6	弁護士	長谷川 留美子
3	税理士・公認会計士	深井 彬雅		康友会会長	籠橋 美久
	税理士	古田 益三	7	康友会入会案内	
4	特定社会保険労務士	杉浦 玲子		税務労務	
	部長	中島 和人	8	確定申告について	
5	マネージャー	横尾 泰幸	10	ご案内	
	行政書士	加藤 紀男			

No.597

謹賀新年

センター代表 杉浦 康晴

皆様におかれましては、健やかな新年を迎えられたことと思います。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年終わりにはカタールで行われたサッカーワールドカップで大変盛り上がりました。日本が念願のベスト8に進めるかという世紀の瞬間を見ようと深夜のテレビに釘付けだった方も多かったのではないのでしょうか。

「死の組」と言われた予選リーグで強豪のドイツ、スペインに勝利し、日本中が歓喜に包まれました。決勝リーグでは本当に悔しいですがクロアチアにPK戦で敗れ、念願のベスト8の壁を超えることができませんでした。

日本中が一丸となって応援する光景にも胸が熱くなりました。何事も一生懸命に取り組む姿は感動を与えますが、スポーツでの諦めない気持ちやチーム一丸となって目標に向かって立ち向かう姿に勇気と希望をもらいました。また、FIFA公式のSNSで日本チームの監督や選手達がスタンドにお辞儀をする姿や日本サポーターがスタンドのゴミを拾う姿を「日本の素晴らしい礼儀」だと感動とともに尊敬すると投稿されていました。日本の素晴らしさを世界中でも評価され、日本人として大変嬉しく思います。

さて、2023年もいよいよスタートです。今年の10月からはインボイス制度が始まります。制度自体がわかりにくく、なかなか理解ができていない方もおられるかと思いますが、手続きを進めていかなければなりま

せんので適格請求書発行事業者の登録を検討中の顧問先様におかれましては早めのご検討をお願い致します。ご不明点等ございましたら、当センターの担当者にお問い合わせください。

また、今年の税制改正大綱はこの原稿を書いている現在時点（12/6）では発表されておりませんので見通しの段階ではありますが、相続時精算課税制度の見直し、NISA（少額投資非課税制度）の拡充、エコカー減税の見直しなどが検討されています。

円安や物価高、いまだに続くコロナの影響で先行き不透明ではありますが、本年も当センタースタッフ一同、顧問先様のお力になるよう精進してまいります。

2023年が皆様にとってより良き年になりますよう、心よりご祈念申し上げます。



税理士・公認会計士 深井 彬雅

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

私事ではございますが、昨年9月に名古屋に引っ越してから早くも4ヶ月が経過しました。名古屋のご飯は私の嗜好に合うものが多く、結婚式を控えているにも関わらず増量してしまいました。新年を機に、気を引き締めたい所存です。

さて、改めまして、昨年9月に当センターに入所しました深井彬雅と申します。これまで、IT関連のコンサル業務や会計監査業務に従事して参りましたが、この度、縁あって当センターに参画し、主に税務業務に従事しております。

前職で従事していた監査業務では、国民経済の発展に寄与するという大義のもと、「良いものは良い。悪いものは悪い。」という中立的な立場が求められ、時にはクライアントと対立することもございました。そのため、社会の役に立つ仕事をしているという誇りの一方、クライアントとの対立という違和感を拭い切れない気持ちも抱えておりました。

税務業務におきましては、当センターの基本理念でもあります、顧客企業の繁栄・発展に寄与するという指針のもと、クライアントの皆様と同じ方向に歩んでいけることに喜びを感じております。

卯年は、「飛躍」や「向上」の年とのこと。新年の新しい気持ちを胸に、クライアントの皆様と一緒に、私自身も飛躍・向上の一年とする所存ですので、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

税理士 古田 益三

新年あけましておめでとうございます。

昨年は歴史的な円安とロシアによるウクライナ侵攻により原油高や資源高により物価も高騰し日本経済も停滞の年でした。

さてこの様な厳しい経済情勢のなか今年から来年にかけて税制の面でも大きな波がおそってきます。今年の10月より始まるのがインボイス制度です。現在わが国の消費税は複数税率になっているため売手と買手の間において行われる取引に課される消費税の計算が正しく行われるように導入されるものです。これにより今までは消費税の納税義務がなかった事業者にも納税義務が出てくる場合があります。電子帳簿保存制度は取引情報のやりとりを電子で行った場合には、そのデータは電子の状態での保存するというものです。この保存されたデータは税務調査の際には税務職員の求めに応じてダウンロードできる状態にしておく必要があります。

この二つは新しい制度であるため納税者の間においてもまだ十分準備ができていないのが実情です。このため国は予定通り行えるよう簡易な方法を小出しにして何とか実施しようとしています。本年もこれらに役に立つ対策や情報を提供してゆきますので宜しくお願い申し上げます。



特定社会保険労務士 杉浦 玲子

謹んで、新年のご挨拶を申し上げます。

マスクを外せず、息苦しい日常生活が続いています。幼少のころ、B29の襲来で、寝間着に着替えられず、眠っていた記憶がよみがえりました。マスクを外せる真の平和の到来を期待いたします。

葵総合経営センターも今年は創業60年目を迎えます。昨年は、センターの創業者であり、税務、労務、行政等すべてを統率してきた大きな柱を亡くしました。今では各分野の専門家が育ってまいりました。集団が結集し皆様のご要望にお応えできる体制にご期待ください。

コロナ生活の中、歴史は大きく変わりつつあるように感じます。こもりの家庭生活中、父親の役割が広がりました。電車内で子供連れの父親の姿が目につくようになりました。積極的に子育てに参加する父親像は頼もしいものです。出産後母親の負担を少なくするため、父親に育休を与える等、育児関連法案が整備され、男女が（夫婦が）揃って子育てができるほほえましい光景が見られましょう。真の平等な社会の実現を期待いたします。

労務管理事務所として、社会・労働保険の手続き業務から、従業員の人々の管理の業務に発展してまいりました。円滑に制度の導入が行われるよう見守ります。

皆様の絶大なご支援のもと、残されたもので世代交代のバトンタッチを実現させます。

本年もよろしくお願ひいたします。

部長 中島 和人

新年、あけましておめでとうございます。

新聞に興味深い記事を見つけました。赤字収支に陥り、減便を重ねて縮小の一途だった山形県鶴岡市の庄内交通が、路線バスの運行を見直し、高齢者世帯が暮らす中心市街地を循環するようにしたところ、利便性が増し通院や買い物の利用が増え、乗降客数が前年同期比で3倍に伸びたという記事※です。具体的な施策は、路線バスの運行経路を変えた他に、路地の多い市中心部を循環するためバスを小型化し、便数を4倍に増やし、バス停も間隔を狭めるため20か所以上新設したとのことです。

非常に示唆に富んだ改革内容です。しかしこのバス会社は、免許を持ち、乗客を安全に、正確に、そして廉価に運べる運転手等のヒト、バスや停留所の施設といったモノ、そしてきちんとバスを運行するノウハウといった経営資源をすでに保有していました。意地の悪い捉え方をすれば、目の前にビジネスチャンスがあり、それを掴める経営資源を持ちながら、改革を行うまでその資源を活用できていなかったとの見方も可能であり、もし既存路線が不振でなかったなら本改革は行われず、機会を逃したかもしれません。

資源と市場の適合というマネジメントの基本の重要性を改めて認識させられた事例でした。本年も皆様のお役に立てますよう精進してまいります。宜しくお願ひ申し上げます。

※毎日新聞 2022/11/21

<https://mainichi.jp/articles/20221121/k00/00m/020/080000c>

マネージャー 横尾 泰幸

新年あけましておめでとうございます。

新型コロナの影響で何となく暗い状況が続いていますが、昨年の明るいニュースの一つとして、FIFAワールドカップ日本代表の活躍を挙げる方は多いのではないのでしょうか。私自身、魂を揺さぶられるほどの感動を覚えました。

その活躍は世界にも多くの驚きを与えるとともに、試合後のロッカールームの清掃と折り鶴、サポーターのごみ拾いなど、多くの感動も与えたと思います。世界各国の日本に対する注目度は非常に高まったことでしょう。

話は変わりますが、日本への注目という点で、もう一つ紹介させていただきます。

昨年5月に世界経済フォーラムが発表した2021年の旅行・観光競争力ランキングで、日本は2位のアメリカ、3位のスペインを抑え始めて首位になりました。世界117の国と地域の観光資源の豊富さや観光インフラの整備のレベル、それらの持続可能性を数値化し格付けしたもので、隔年で実施しているランキングです。日本は、交通インフラや文化面での豊かさが高く評価されたとのことでした。

また、外国人観光客から見た日本の魅力は、安くて美味しい食事、清潔、治安の良さ、時間の正確さなどが挙げられるそうです。日本人の礼儀正しさ、細やかな気配り、規律性の表れではないのでしょうか。

世界からの注目が日本経済にとって追い風になることを切に願います。

行政書士 加藤 紀男

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は、様々な物価が高騰し、日常生活に大きな影響を受けることになりました。新型コロナに関しましては、新薬ができたとはいえ、第8波と収束する気配はなく、感染対策は必要不可欠です。

そのような中、サッカーのワールドカップで日本がドイツ、スペインに勝利し、ベスト16へ進んだときには、大いに盛り上がりました。惜しくもベスト8には進めませんでした。チーム一体となって今までに経験したことのないところへ進もうという姿には、学ぶべきことが多くあるように思います。

今年は「癸卯（みずのとう）」年になります。株式相場には「辰巳天井、午尻下がり、未辛抱、申酉騒ぐ、戌は笑い、亥固まる、子は繁栄、丑はつまずき、寅千里を走り、卯は跳ねる。」という格言があるそうで、うさぎは飛び跳ねることから、株式市場では景気が上向きに跳ねる、回復するといわれており、縁起の良い年として知られているそうです。また、「卯年」は芽を出した植物が成長していき茎や葉が大きくなる時期で目に見えて大きく成長する年だといわれているそうです。さらに、たくさんの子を産むことから豊穰、子孫繁栄のシンボルになっています。

顧問先様のニーズの把握に努め、繁栄発展に貢献できるよう、日々研鑽を積んでまいります。

本年もよろしくお祝い申し上げます。

弁護士 長谷川 留美子

あけましておめでとうございます。

令和2年から続くコロナ禍はいまだ収束していないようですが、コロナ禍において、様々なことが自宅からオンラインでできるようにIT化が進んできました。民事裁判手続も、昨年、民事訴訟法等が改正され、IT化に関する改正が行われました。施行はまだですが、名古屋地方裁判所では、現行法下で可能な限りにおいて、既に裁判の進行をウェブ会議で行っており、また、令和5年1月からはこれまでファックスで提出できていた裁判書類のオンライン提出が始まります（訴状など一定の書類は紙での提出が必須です）。

これまでは、裁判書類はすべて紙で作成して裁判所に持って行ったり郵送したりファックスしたりして提出していましたが、オンライン提出では、PDFにした書類を最高裁判所が作成した「m i n t s」（ミンツ）というシステムを使って提出します。改正法が施行された暁には、弁護士は訴状も含めてすべてオンライン提出が強制されます。

遅くとも、令和6年春には口頭弁論もウェブで行うe法廷が実現し、令和8年春には裁判書類のオンライン提出が強制されるため、IT弱者とまでは言わないまでも、IT強者ではない私は、パソコンと格闘しながらの裁判手続遂行となりそうです。

本年もよろしく願いいたします。

康友会会長

東菱電子株式会社

代表取締役 籠橋 美久

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、希望の新春を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。

昨年も新型コロナウイルスの影響を受けるとともに、昨年2月からウクライナとロシアの戦争が勃発し、エネルギー、食糧、製品製造に係わる資材調達難等に見舞われ、経済状況の悪化が顕著に表れ、私達の経済活動、生活状況に大きな影響を受けております。

新型コロナウイルスの蔓延に国民は慣れてしまっ、危機感が無い様な雰囲気があります。

また、ウクライナ戦況が連日報道されていますが、これらを見たり、聞いたりしていても、自分達には関係ないような雰囲気が漂っています。もっと危機的な感覚が必要で、これらの危機意識からくる改善策が、今後の経済再生、生活改善等につながり、前進することにつながっていくと考えます。

この様な状況の中で昨年末に開催されたサッカーワールドカップにおいて、ドイツ、スペインの強豪国に勝利し、大いに盛り上がったことと思います。「やればできる」ことを示し、多くの人に共感され、勇気を与えました。

私たち康友会も、皆様と一丸となって更なる発展に役立つよう努力する所存でございます。本年も皆様方にとってより良い明るい年でありますよう心から祈念し、新年のご挨拶を申し上げます。

康友会入会のご案内

康友会は当センターの顧問先様の研修・親睦団体として、各種講演会や経営懇談会、親睦旅行、パーティー、ゴルフコンペ、グルメの会等多岐にわたって活動し、多くのご賛同を得てまいりました。ご入会は法人でも個人でも受け付けております。未入会の皆様へ是非ご入会いただきますようお願い申し上げます。

特典1・康友会会員対象に毎月行われています無料法律相談を受けることができます。

特典2・年に一度行われているホテルでの総会（講演会、懇親会）に1名様まで無料で参加できます。（一般参加の方は参加費をいただいております。）

特典3・康友会が主催もしくは協賛しているセミナー（税務・法律・労務年金相談）に優先的にお値打ちに参加できます。

特典4・康友会旅行におけるの補助が受けられます。

特典5・過去の研修会、セミナー等のビデオ・CD等を無料で借りられます。

特典6・康友会サロンをはじめ、当センター内会議室を無料で使用できます。

【 入会金 】 無 料

【 会 費 】 半期毎に18,000円 但し、中途入会は月割りです。

※お問い合わせは各担当者又は康友会事務局までお気軽にどうぞ。 TEL 052-331-1740

1月、2月の税務・労務

1月の税務・労務

- 4日◇官庁御用始め
- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 20日◇納期の特例を受けた源泉所得税
（7月～12月分）の納付
- 31日◇令和4年11月決算法人の確定
申告、5月決算法人の中間申告、
2月・5月・8月決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇令和4年11月決算法人の事業
所税申告及び納付
◇労働保険料第3期分の納付
（労働保険事務組合委託の場合、
2月14日）
◇源泉徴収票の交付及び提出
◇法定調書の提出
◇給与支払報告書の提出
◇償却資産申告書の提出
◇個人住民税第4期分の納付

2月の税務・労務

- 1日◇贈与税の確定申告開始
（3月15日迄）
- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 16日◇所得税の確定申告開始
（3月15日迄）
- 28日◇令和4年12月決算法人の確定
申告、6月決算法人の中間申告、
3月・6月・9月・決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇令和4年12月決算法人の事業
所税申告及び納付
◇固定資産税及び都市計画税
第4期分の納付

確定申告について

葵総合税理士法人 小澤 魅玲

①確定申告が必要になる方

- 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方。
- 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方。
- 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方。
- 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃借料、機械・器具の使用料などの支払を受け取っている方。
- 災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方。
- 公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残高がある方。（その年の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ない。） など

②申告手続きの流れ

1. 確定申告に必要な書類を収集する

- ・源泉徴収票、保険料控除証明書、医療費の領収書、住宅ローン控除に必要な書類 など

2. 申告する所得や目的により、申告書や計算書等を準備する

※令和4年分の確定申告からは申告書Aが廃止されます。今まで申告書Aを利用していた人にとっては、一見記入箇所が多くなったように感じますが、ほとんど関係ない記入欄が増えています。

3. 申告書の提出、所得税の納税と還付

- 提出期限・納付期限は、令和5年2月16日から令和5年3月15日

●納税方法

現金で納付する方法の他、預貯金口座からの振替納税、ダイレクト納付やインターネットバンキング等を利用しての電子納税、クレジットカードによる納税方法があります。

※令和4年12月1日よりスマホアプリ納付ができるようになりました。対象アプリは6種類（PayPay、d払い、auPAY、LINEPAY、メルペイ、AmazonPay）で、納付可能金額は30万円以下。

- 還付金を受けるときは、申告書の第一表「還付される税金の受取場所」欄に、自分が受け取りを希望する口座を指定。申告書の提出から還付金の振込まで、通常1か月程度かかります。

③令和4年度改正ポイント

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度（住宅ローン税額控除）等の改正

- 住宅ローン控除の適用期限を4年延長（令和7年12月31日までに入居した者が対象）
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置
 - ・省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せ（入居年ごとの借入限度額については下図参照）
 - ・令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化
- 会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置等
 - ・会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%（改正前：1%）※¹としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年（改正前：10年）へと上乗せ※²
 - ・令和4年分より住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）へ変更
 - ・合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に新築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和

※¹ 控除率0.7%が適用されるのは令和4年1月1日以降居住分のみ。令和3年12月31日以前居住分については引き続き控除率1%が適用。

※² 令和6年、令和7年に入居する一般新築住宅（その他の住宅）を除く。

※太枠内：新規の措置、借入限度額

改正前		*消費税引き上げに伴う反動減対策		改正後		
				R4.5年		R6.7年入居
新築住宅・ 買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良住宅・ 認定低炭素住宅)	5,000万円 ↑*	(3,000万円)	認定住宅	5,000万円	4,500万円
	一般住宅	4,000万円 ↑*	(2,000万円)	ZEH水準省エネ 住宅	4,500万円	3,500万円
				省エネ基準適合 住宅	4,000万円	3,000万円
				その他の住宅	3,000万円	2,000万円
既存住宅	一般住宅	2,000万円		認定住宅等**	3,000万円	
				その他の住宅	2,000万円	

高
↑
省エネ性能等
↓
低

高
↑
省エネ性能等
↓
低

**認定住宅、ZEH水準省エネ住宅、
省エネ基準適合住宅

引用：「令和4年分 確定申告特集（準備編）」（国税庁）
「住宅税制に関する資料」（財務省）



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和5年 1月 18日 (水)
 令和5年 2月 14日 (火)
 令和5年 3月 16日 (木)
 弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和5年 1月 18日 (水)

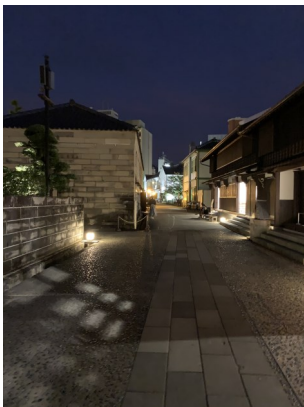
☆表紙の写真募集☆

葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

季節を感じる景色や植物、風景だけでなく、陶芸や生け花、絵画などでも構いません。

旅の思い出を撮った1枚や自慢の力作を共有してくださる方も大歓迎です。

ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。お待ちしております。



◎休日のお知らせ

R5年 1 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

★税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
 税理士・公認会計士 深井 彬雅
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 特定社会保険労務士 都築 玲香

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

鈴木寛大 長谷川直明 鍵谷辰也
 小林浩子 近藤陽介 三宅由里

新年明けましておめでとうございます。

日本の水族館にいるラッコは3頭しかいないことをご存知でしょうか。ピーク時は、全国で122頭飼育されていたそうです。鳥羽水族館には2頭いるので見に行きましたが、とても元気な様子を見られました。自然環境の変化等で、他にも見られなくなる動物がいるかもしれないので、その前に見ておきたいと思います。

本年もよろしく願いいたします。

近藤 陽介